

鹿児島県いじめ再調査委員会

調査報告書

平成31年3月27日

鹿児島県いじめ再調査委員会

目 次

| | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|----|
| 第 1 | 事案の概要 | ・・・ | 1 |
| 第 2 | 当委員会による調査経緯及び調査概要 | | |
| 1 | 委員会開催日 | ・・・ | 2 |
| 2 | 調査内容 | | |
| (1) | 原調査委員会による調査結果 | ・・・ | 3 |
| (2) | アンケート調査 | ・・・ | 3 |
| (3) | 個別聴き取り調査 | ・・・ | 4 |
| (4) | 現地調査 | ・・・ | 4 |
| (5) | 専門家からの意見聴取 | ・・・ | 5 |
| (6) | 資料調査 | ・・・ | 5 |
| 第 3 | いじめの有無について | | |
| 1 | 「いじめ」についての定義 | ・・・ | 6 |
| 2 | X君へのいじめの有無について | ・・・ | 6 |
| 3 | 小括 | ・・・ | 19 |
| 第 4 | 重大事態発生といじめの関連の有無について | | |
| 1 | はじめに | ・・・ | 20 |
| 2 | 中学までのX君の状況 | ・・・ | 20 |
| 3 | 高校進学後のX君の学校における出来事・状況 | ・・・ | 21 |
| 4 | X君の家族との関係 | ・・・ | 23 |
| 5 | X君以外の生徒等からの聴き取り内容を踏まえた当時の学校や生徒の状況 | ・・・ | 23 |
| 6 | 自死直前の状況 | ・・・ | 24 |
| 7 | 自死といじめの関連について | ・・・ | 25 |
| 第 5 | 重大事態発生前後の学校の対応について | | |
| 1 | 重大事態発生前の学校の対応について | | |
| (1) | いじめそのものを認知できなかった点 | ・・・ | 28 |
| (2) | X君のうつ状態に気付けなかった点 | ・・・ | 29 |
| 2 | 重大事態発生後の学校の対応について | | |
| (1) | 初期対応 | ・・・ | 31 |
| (2) | 基本調査について | ・・・ | 31 |
| (3) | 家族への対応 | ・・・ | 32 |
| (4) | その後の対応 | ・・・ | 33 |

第6 同種の事態の発生の防止について

1 「いじめ」についての正しい認識

- (1) 本事案のいじめの特徴 . . . 34
- (2) いじりやからかいでも心の大きな傷となり
自死に至る . . . 35
- (3) いじめを正しく捉えることの重要性 . . . 35

2 個々の生徒の個性に着目した接し方と指導

- (1) 高校1年生という時期に応じた対応・指導 . . . 36
- (2) 各生徒個人の個性への着目 . . . 36
- (3) スマートフォンを持っていない生徒への対
応・指導 . . . 38

3 教職員間の連携・情報共有

- (1) 本事案における教職員間の連携・情報共有
の問題 . . . 39
- (2) あるべき教職員間の連携及び情報共有 . . . 40

4 生徒自身が主体的にいじめを捉えることがで きるような取り組み

- (1) 生徒が相談しやすい環境の整備 . . . 41
- (2) 生徒自らが主体的に解決できる取り組み . . . 43

5 欠席時の確認・連絡について

- (1) 生徒が生徒による重大なメッセージの発信
であること . . . 44
- (2) その後の取り組み . . . 45

(参考資料)

- 資料1 鹿児島県いじめ再調査委員会委員名簿 . . . 46
- 資料2 鹿児島県いじめ再調査委員会条例 . . . 47
- 資料3 鹿児島県いじめ再調査委員会運営要領 . . . 48
- 資料4 アンケート調査票 . . . 50

第1 事案の概要

本件は、県立高等学校（以下、「当該高校」という。）1年に在籍していたX君（当時15歳）が、平成26年8月20日午後9時ごろ、自宅において縊首している状態で発見され、その後死亡するに至ったという事案に関して、鹿児島県教育委員会（以下、「県教委」という。）が設置した鹿児島県いじめ調査委員会（大坪治彦委員長、以下「原調査委員会」という。）がいじめ防止対策推進法（以下、単に「法」という。）第28条第1項に基づき行った調査の結果について、法第30条第2項に基づき再調査を行うものである。

原調査委員会は、平成27年12月17日から平成29年3月30日までの間、計27回の委員会を開催し、「いじめが背景に存在する可能性のあるエピソード」として、「納豆」「カバン」「カバン棚」に関するもの、スリッパあるいは靴を隠されたことに関するもの等複数のエピソードを挙げた上で、結論として、これらのエピソードについては、いずれもいじめの存在を認定することはできないとし、X君の自死の要因となるいじめの存在を特定することはできないとの調査結果を鹿児島県いじめ調査委員会調査報告書（以下、「原調査報告書」という。）にまとめた。

これに対し、平成29年12月5日付けで、X君の家族から、原調査報告書の結論は到底容認できるものではなく、調査不十分、個別聴き取り調査対象者の偏りの存在、いじめ認定の評価の誤り等を指摘する内容の「意見書」が県教委に対して提出された。

県教委は、同月14日、鹿児島県知事（以下、「知事」という。）へ家族の意見書も添付する形で調査結果を報告した。

その後、平成30年1月11日、知事とX君の家族との面会が行われ、家族の思いを直接確認した上で、知事は、法第30条第2項に基づく知事部局による再調査の実施を決定した。

この決定を受け、県においては、同年3月、新たに「鹿児島県いじめ再調査委員会条例」（資料2）を制定し、同条例に基づき鹿児島県いじめ再調査委員会（以下、「当委員会」という。資料1）を設置したものである。

第2 当委員会による調査経緯及び調査概要

1 委員会開催日

当委員会は、平成30年6月から調査報告書の完成までに計18回の委員会を開催した。法の趣旨及び当委員会の設置の経緯を踏まえて、委員会の中で家族からの意見陳述の機会を設けるとともに、毎回、委員会終了後に委員全員で家族に対して審議内容等について説明を行い、家族からの意見を聴取した。

| 回数 | 開催日 | 備考 |
|------|----------------|--|
| 第1回 | 平成30年6月24日(日) | 委員長・副委員長の選任 傍聴要領・運営要領(資料3) の決定 家族及び家族代理人による 意見陳述 |
| 第2回 | 平成30年7月1日(日) | 家族による意見陳述 専門家(教育学)による講話 |
| 第3回 | 平成30年7月16日(月) | |
| 第4回 | 平成30年7月22日(日) | 家族による意見陳述 |
| 第5回 | 平成30年8月30日(木) | |
| 第6回 | 平成30年9月17日(月) | |
| 第7回 | 平成30年10月4日(木) | |
| 第8回 | 平成30年10月24日(水) | |
| 第9回 | 平成30年11月11日(日) | |
| 第10回 | 平成30年11月18日(日) | 中間整理とりまとめ |
| 第11回 | 平成30年12月9日(日) | |
| 第12回 | 平成31年1月17日(木) | |
| 第13回 | 平成31年2月17日(日) | |
| 第14回 | 平成31年2月24日(日) | 専門家(児童精神科医)による 助言 |
| 第15回 | 平成31年3月2日(土) | |
| 第16回 | 平成31年3月10日(日) | 家族代理人による意見陳述 |
| 第17回 | 平成31年3月20日(水) | |
| 第18回 | 平成31年3月27日(水) | |

2 調査内容

(1) 原調査委員会による調査結果

原調査委員会では、学校が実施していたアンケート調査に加え、同学年生徒及び同部活動部員を対象とした自由記述式のアンケート調査を行っている。また、生徒、教職員、中学時の中学校教諭、県教育委員会担当者及び家族への聴き取り調査を行っている。さらに調査に必要な資料について学校及び県教育委員会から提出を受けた他、いくつかのエピソードを確認するため、携帯電話業者への照会や自転車販売店等への聴き取りも行っている。

これらの原調査委員会が行った調査（以下、「原調査」という。）や調査対象とした資料については、当委員会においても調査のための資料とした。

(2) アンケート調査

原調査報告書及び家族から提出された意見書を踏まえて、いじめが疑われる4つのエピソード「納豆巻きがX君のカバン棚に入れられていた件」「スリッパの件」「部活動に関する件」「告別式や緊急集会の際の他の生徒の発言の件」の詳細な内容、さらには「LINE等を利用したクラスの連絡について」の実態や「夏季講習における欠席について」の受けとめを尋ね、「X君について知っていること」として広く情報提供を求める形でアンケート調査を実施した。また、アンケートの最後には、個別の聴き取り調査への協力の可否について記入を求めた（資料4）。

調査対象者は同学年生徒及び上級生も含む同部活動部員とし、アンケートの送付先は本人宛とし、保護者からの同意は求めなかった。

■調査対象者及び実施状況

| | | 送付数 | 到達数 a | 回答数 b | 回収率 b/a |
|----------|--------|-----|----------|----------|------------|
| 対象者 *1 | | 335 | 302 | 136 | 45.0% |
| 内訳 *2 | 同クラス生徒 | 39 | 33 | 29 | 87.9% |
| | 同部活動部員 | 28 | 26 | 19 | 73.1% |

*1 送付数内訳 同学年生徒 320、上級生部員 15

*2 重複あり

(3) 個別聴き取り調査

アンケート調査とは別に、家族及び元生徒、中学時の同級生、学校教職員や教育委員会関係者等に対する個別聴き取り調査を行った。特に、元生徒については、原調査委員会による個別聴き取り調査では3名の生徒にしか応じてもらえていなかったため、今回実施したアンケート結果も踏まえて、いじめが疑われる事実の認定のみならず、当時の学年や部活動の様子等についても広く聴取できるよう、なるべく多くの元生徒を調査対象とした。また、高校を卒業後、県外の大学へ進学している元生徒も多かったため、調査場所等について工夫を行った。

さらに、家族からの聴き取り調査に当たっては、当時のX君本人の生活状況も把握するため、一部自宅においても聴き取り調査を実施した。

なお、元生徒のうち1名は、個別聴き取りの形ではなく、書面での質問・回答であれば回答可能とのことだったため、個別聴き取り調査は実施できなかったが、別途書面での個別質問を行い、個別回答を得ている。

■調査対象者及び実施状況

| 調査対象者 | | 調査対象者 | 実施状況 | |
|-------|------------------|-------|------|-----|
| | | 実数 | 実数 | 延回数 |
| 全体 | | 51 | 46 | 52 |
| 内訳 | 元生徒 | 23 | 18 | 18 |
| | 教職員、教育委員会関係者 | 14 | 14 | 17 |
| | その他（家族・中学時代の友人等） | 14 | 14 | 17 |

(4) 現地調査

X君の生活の様子等を知るとともに、各エピソードに関する事実認定の参考とするため、当該高校において現地調査を行った。生徒昇降口の状況、トイレの位置や状況、教室及びカバン棚の状況、部活動部室及び練習場所、学校全体の教室配置状況等について複数の委員が実際に確認した。

(5) 専門家からの意見聴取

当委員会が活動をしていくにあたって、「これから再調査委員会の諸活動に取り組まれるみなさんへ」と題して再調査委員会の活動における留意点について教育学研究者から講話を受け専門的意見を聴取し、「いじめが児童・生徒に与える心理的・精神的影響等」について児童精神科医から専門的知見に基づく助言を受けた。

| 専門家の職・氏名 | 聴取日 |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 京都精華大学人文学部 教授 住友 剛 | 平成 30 年 7 月 1 日 (日) (第 2 回委員会) |
| 九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授 山下 洋 | 平成 31 年 2 月 24 日 (日) (第 14 回委員会) |

(6) 資料調査

調査の中で家族からは、X君の当時の学習や生活状況等が分かる資料、例えば使用していたノート・プリント、使用していた学校用スリッパ等の現物を見せてもらい、必要なものについてコピーや写真の提供を受けた。また、当該高校、県教委からも必要な資料等の提供を受けた。

第3 いじめの有無について

1 「いじめ」についての定義

法第2条では、「いじめ」について「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している・・・(中略)他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義づけている。

当委員会も、X君に対する同校生からの行為を可能な限り具体的に認定した上で、同法の定義にしたがってその行為が「いじめ」に当たるか否かを評価・判断する。

2 X君へのいじめの有無について

(1) 原調査報告書では、「いじめが背景に存在する可能性のあるエピソード」として、5つのエピソードを挙げた上で、いずれのエピソードに関しても、X君に対するいじめの事実が存在すると認定することはできないとしている。

これに対して、原調査報告書を受けて提出されたX君家族代理人からの意見書では、上記5つのエピソードのうち4つ(①納豆巻き、②スリッパ、③部活動合宿時のゲーム、④告別式)については、いじめと認定できるエピソードであると主張し、さらにクラスや部活動の連絡網による連絡に関してもいじめと認定できると主張されている。

そこで、まずはX君家族代理人の意見書でいじめと主張されている5つのエピソードについていじめと認定できるか判断し、さらにそれ以外にいじめと認定できる事実があるか否かについて判断した上で、X君に対するいじめの有無について判断する。

(2) 納豆巻き等がカバン棚等に入れられていたというエピソードについて

ア 原調査報告書では、X君の「カバン棚」に未開封の「納豆巻き」が置かれていたという事実認定を行った上で、いじめの存在を認めることはできないと評価・判断している。

この点、原調査報告書の前提となったアンケート結果や個別聴

き取り調査での供述では、入れられていたものについては「納豆」「納豆巻き」「納豆巻きのゴミ（包装紙）」「ゴミ」など様々であり、入れられた場所についても「カバン棚」「カバン」「引き出し」など様々であった。

一方で、原調査では「納豆」や「納豆巻き」に内容を絞る形でのアンケートは実施しておらず、そのエピソードを直接見聞きしたとの生徒からの回答や聴き取りはなかった。

イ そこで、当委員会では、当時の同級生全員にこのエピソードに関して具体的な内容を聞くアンケートを実施した。

アンケート結果では、かかるエピソードについて、X君の自死以前にX君や第三者から聞いたという回答は少なからずあり、その内容からすると当時教室内には少なくない人数の生徒がいたはずであるにも関わらず、実際にX君のカバンやカバン棚に入れられるのを見た、あるいは自分が入れたという内容の回答は一切なかった。

また、X君の自死以前にX君や第三者から聞いたという元生徒のアンケート回答でも、原調査でのアンケート回答同様、入れられたものについては「納豆」「納豆巻き」「納豆巻きの捨てがら（包装紙）」と分かれており、入れられた場所も「カバン棚」「カバン」と分かれていた。

ウ 個別聴き取り調査においても、数名の元生徒がX君の自死以前に上記エピソードに関して話を聞いたことがあったが、入れられたものについては「納豆巻き」「納豆巻きの捨てがら（包装紙）」と分かれており、入れられた場所も「カバン棚」「カバン」と分かれていた。

エ このような原調査及び今回調査でのアンケート回答や個別聴き取り調査の結果からすると、異なる物が異なる場所に複数回入れられた可能性と、1回のエピソードについて勘違いや聞き違い、記憶違いが生じている可能性の両方がある。

しかし、X君に対して同様のエピソードが複数回あったというアンケート回答や個別聴き取り調査での供述はない。

オ この点、個別聴き取り調査を実施した元生徒の中で、このエピソードについてX君から事情を直接聞いたというのはAのみで

あり、その供述内容は以下のとおりである。

平成26年6月か7月頃の朝課外が始まる前に、自分のカバン（なお、場所は机の横と思われる）の中に納豆巻きが入っているのに気付いたX君が、Bが入れたと思い、その納豆巻きをBのカバン棚に置いた。それに気付いたBが「なんでここにあるんだ。」と言ったら、X君が「自分が入れた」と認めた。X君は、Bが自分のカバンに入れたと思ったから、Bのカバン棚に入れたんだと説明していた。

Aは、上記エピソードの直後（途中）のまだ揉めている状況を見聞きしていて、その中でのやりとりから事情を把握している。したがって、あえて虚偽の説明をしたり、記憶違いをしたりしていない限り、その供述内容は最も信用性が高いと言える。

しかも、このAの話を前提にすれば、納豆巻きの置かれた場所として「カバン棚」と「カバンの中」という異なる場所がアンケート回答や聴き取り等で出てくることも説明でき、その意味でも信用性が高く、Aが供述するような具体的なエピソードがあったと認定できる。

カ その上で、X君のカバンの中に未開封の納豆巻きがあったことから、いかなる行為があったと認定できるかについて敷衍して考えると、教室の後ろに並んでいるカバン棚であれば間違えて入れることはありうるであろうが、カバン（しかも、おそらくは机の横に置いていた）の中に間違えて入れるとは考え難い。

また、Aは、納豆巻きについて、賞味期限が1日切れており最終的に納豆巻きは捨てられたと供述している。なお、「納豆巻きの捨てがら（＝ゴミ）」だったという話は、「賞味期限切れ（＝ゴミ）の納豆巻き」という話が伝聞で広まった際に誤解されて広まったと考えれば説明ができる。

かかる事情も加えて考えれば、X君が疑ったBであったかどうかは別として、何者かが故意にカバンの中に賞味期限切れの納豆巻きを入れたということが少なくとも1回はあったことは明らかである。

キ 次に、このエピソードがあった時期であるが、上述のとおりAは平成26年6月か7月頃と供述しているところ、他の個別聴き取り調査では「5月から6月頃」「6月ぐらい」と特定する供述がある。

これらの供述で共通するのは平成26年6月であり、上記エピソードがあった時期としては、平成26年6月頃であったと認定できる。

また、時間帯については、個別聴き取り調査では朝課外が始まる前の時間帯だったという供述が複数ある一方、それ以外の時間帯を述べる個別聴き取り調査での供述はなく、アンケート回答でも時期を特定するものは同じ時間帯の回答が大多数であり、朝課外が始まる前の時間帯だったと認定できる。

ク そして、かかるエピソードについてX君が心身の苦痛を感じていたかについては、Aは、X君もBが気付いた後のやりとりではワイワイはしゃいでいたと供述しており、アンケート回答においても、遊び的な感覚で納豆巻きが回っていたと聞いたという回答もある。

しかし一方で、個別聴き取り調査では、X君と同じ部活動だった複数の元生徒が、そのエピソードから時を置かずに、この納豆巻き等がカバン等に入れられた話を他の元生徒から聞いており、面白がった話ではなく、X君のことを心配するような感じだったと供述している。つまり、X君と親しかった同じクラスの元生徒が、同エピソードの際の様子やその後の様子を見て、X君のことを心配していたと考えられる。

また、同じクラスだった他の元生徒は、個別聴き取り調査において、クラスのLINEにおいて、他の男子生徒がこのエピソードについて注意していたと供述している。

X君が上記エピソードについて特に気にしておらず、心が傷ついていなかったのであれば、周囲がこのような反応を示すとは考え難く、少なくともX君と親しかった同じクラスの元生徒から見れば、その場での表面上の反応がどうだったかは別として、X君が心の中では上記エピソードにショックを受けているように思えたからこそその反応と言える。

同様のことは、他の個別聴き取り調査においても、X君が亡くなった後、報道等がされるよりも前の時点で、X君が亡くなった原因について元生徒間で話をした際に、納豆巻きの件が話題に上がっていたという供述が複数あることから裏付けられる。

ケ 以上のとおりであり、X君に対しては、平成26年6月頃の朝課外が始まる前の時間帯に、何者かが故意にX君のカバンの中に

賞味期限切れの納豆巻きを入れたということが少なくとも1回はあり、かかるエピソードはいじめに当たると評価・判断できる。

(3) スリッパ隠しについて

ア 原調査報告書では、X君のスリッパがなくなり、X君がこれを「隠された」と認識して探していた事実が認められるが、これが意図的な靴隠しであったと積極的に認定できる証拠はなく、いじめと評価できる特定の者による特定の行為が存在したと認定するには至らないと評価・判断している。

一方で、原調査では、スリッパがなくなって探していたことに内容を絞る形でのアンケートは実施しておらず、個別聴き取り調査においても、スリッパがどこからどのようにして見つかったのか、見つかるよりも前に同じ場所を探したことがあったのかという点についてまで突っ込んだ聴き取りはなされておらず、詳細な事実関係までは認定されていない。

イ そこで、当委員会では、当時の同級生全員にこのエピソードに関して具体的な内容を聞くアンケートを実施するとともに、同エピソードを具体的に把握している元生徒に対して具体的な事実関係についての個別聴き取り調査を行った。

その結果、具体的な時間帯や場所を覚えている元生徒の供述内容はほぼ共通しており、スリッパがなくなった時間帯は朝課外の始まる前の時間帯で、見つかったのはその後の午前中の休み時間であり、見つかった場所は1階昇降口横の男子トイレであったとの回答・供述であった。

但し、自分がトイレで見つけたというような元生徒本人からのアンケート回答や供述はなく、トイレ内のどこで見つかったか、どのようにして見つけたのかという点は明らかにはならなかった。

ウ この点、当該高校の校舎は、1年生の教室は全て1階にあり、どのクラスの1年生も普段使うトイレは1階昇降口横のトイレであろうという構造となっている。

しかも昇降口のすぐ横にあるため、スリッパの履き間違いの可能性を考えれば、スリッパが見当たらない場合に、まず探すはずであろう場所といえる。

実際、個別聴き取り調査を行ったCの供述によれば、Cがトイ

レに行った際に、X君と一緒にX君のスリッパを探していたDがこのトイレにも探しに来たが、見つからなかったとのことである。

にもかかわらず、後の休み時間にスリッパが同トイレから見つかったというのは、それまで誰かが別の場所に隠していたか、トイレ内でも簡単には見つからない場所に隠されていたか、隠した張本人がトイレで見つけたと言って隠したスリッパを出してきたか、そのいずれかとしか考えられない。

エ また、スリッパは昇降口の靴箱に入れられ、自分の履いてきた靴と入れ替えて履くようになっており、履き間違いが生じていたとすれば、X君の靴箱に別人の靴が入っていたはずであり、そうであれば容易に履き間違えた相手を見つけ出すことができたはずである。

しかし、本事案では友人らと一緒に学校内を探し回っており、靴箱には別人の靴はなかったと考えられる。

仮にトイレで履き間違いが生じたとすれば、X君がトイレで用を足している間に誰かが履き間違ってしまったことになるが、そうであればトイレ入口に残されているスリッパから履き間違った生徒が誰なのかは容易に判明していたはずであり、トイレでの履き間違いの可能性も否定される。

かかる事情も考慮すれば、履き間違いではなく、何者かが意図的にスリッパを隠したと認定できる。

オ 次に、このエピソードがあった時期であるが、このスリッパの件でも一緒に探したというAは、スリッパのエピソードは納豆巻きのエピソードの後だったと個別聴き取り調査で供述している。

また、平成26年7月4日（金）まで担任業務をしていた当時の担任教諭は、X君からスリッパがなくなったと相談を受け、一緒に探したと個別聴き取り調査で供述している。

この2人の供述からすれば、スリッパが隠された時期については、平成26年6月の納豆巻きのエピソードの後から同年7月4日までの間であったということになり、特にこれに反するアンケート回答や個別聴き取り調査での供述はほとんどない。

カ そして、かかるエピソードについてX君が心身の苦痛を感じていたかどうかについては、他の友人も複数人一緒になって探し回っていたことから、X君が何者かにスリッパを隠されたのでは

ないかと焦っていたことは明らかであり（X君自身が単なる遊び程度に考えていれば、わざわざ他の同級生や教師を巻き込むことなどなかったはずである。）、しかもそれが故意に隠されたと分かるような場所から出てくれば、心に痛みを覚えたことは明白であって、いじめに当たると評価・判断できる。

なお、その日の午前中のうちに見つかってはいるものの、それによってX君が心の痛みを感じなくなるわけではない。また、一緒に探してくれたクラスメイトがいたからといって、X君の心の痛みが若干和らぐことはあっても、なくなることにはならず、いじめの判断に影響は与えない。

また、当時の担任教諭は、個別聴き取り調査において、スリッパがなくなったことをX君から聞き、一緒に探したが見つからず、その後に見つかった後にX君に対して、「人にされたものなのか。いじめ的なものなのか」と聞いたが、X君は「全然違うよ」と否定していたと供述している。この点、かかるやりとりが実際にあったのだとしても、真実は心理的苦痛を感じていたとしても、教師に対しては知られたくない、あるいは自分自身いじめられていると思いたくないという心理状態から、いじめを否定することは十分にありうることであって、このような担任教諭とのやりとりから、いじめがなかった、あるいは心理的苦痛を感じていなかったと評価・判断することはできない。

キ 以上のとおりであり、X君に対しては、(2)項の納豆巻きの件の後、平成26年7月4日までの間に、朝課外が始まる前の時間帯に、何者かが意図的にX君のスリッパを隠したということがあり、かかるエピソードはいじめに当たると評価・判断できる。

(4) 部活動の夏合宿中の様子について

ア 原調査報告書では、部活動の合宿において、他の生徒たちがスマートフォンのゲームを行っているときに、スマートフォンを所持していなかったX君が一人輪の中に入れないでいる状態は存在したと認定しつつ、同じ合宿の中で同学年の生徒と一緒にゲームに興じる場面もあり、いじめが疑われるような特定の者による特定の行為が存在したと認定することはできないと評価・判断している。

イ この点、原調査での上級生部員のアンケート回答や聴き取り、

部活動顧問からの聴き取り、さらに今回調査での上級生部員のアンケート回答や個別聴き取り調査、部活動顧問からの個別聴き取り調査では、やはり部活動の合宿の際に他の1年生5～6人の輪に入らずに一人孤立していたような場面があり、そのことに気付いた上級生部員が注意したり、移動中に他の1年生から離れて一人で歩いている場面があったりしたという回答や供述が見られる。

かかる回答や供述からすれば、部活動合宿の時期に、X君が他の1年生から孤立したような場面があったこと自体は認定できる。

ウ しかし、ある生徒が他から孤立している場面があるとしても、様々な要因がありうるのであり、孤立しているという状態だけから、周囲の行為により孤立していたとしていじめと評価することはできない。

その意味では、どの程度孤立した状態にあったのか、どのような理由から孤立したような状態になっているのかといったような事情を踏まえて、他の部員の行為（不作為を含む）により孤立していたと言えるか判断する必要がある。

エ この点、上述したとおり、合宿の就寝前の自由時間に、他の1年生がスマートフォンのゲームをしている輪に入らずに一人孤立していたような場面はあったものの、その後はX君が持参したゲーム機と同じゲーム機を持参していた他の1年生と一緒にゲームに興じており、今回行った個別聴き取り調査では、消灯後も布団の中で隠れて他の1年生と一緒にゲームをしていたという供述も複数存在する。

また、個別聴き取り調査では、上級生部員からの注意を受けるよりも前に、X君がゲームの輪の中に入っていなかったため、近くに寄って声を掛けたが、一人で集中してゲームをしている感じだったため、その場を離れたという他の1年生の部員の供述もある。

そもそも持っている機器によってゲームの輪に入れるかどうかが変わるといふ側面はあり、一時的にその輪に入れなかったからといって他の部員がX君と距離をとったり接触を避けたりしていたとまで評価することは難しい。むしろ、途中で他の部員から声を掛けられても一人で集中してゲームをしていたことや、そ

の後に遅い時間まで他の1年生の部員と一緒に遊んでいたことからすると、他の1年生の部員の方がX君と距離をとったり接触を避けようとしたりしていたとは考えにくいといえる。

オ また、合宿そのものとは関係がないものの、原調査報告書においても指摘されているエピソードとして、X君が部活動で使用していたラケットを折ったというものがある。

今回の個別聴き取り調査での供述からも、X君が試合出場メンバーを決めるための練習試合の際に自らラケットを叩き折ったことがあったと認められるが、一方で個別聴き取り調査を行った他の1年生の部員の多くはX君が自死するまでそのことを知らなかったと供述しており、そのことを知った他の部員も触れられたくないだろうと思ってX君にあえてそのことを聞いたり話題にしたりはしなかったと供述している。

仮に、同じ1年生の部員の中で、X君と距離をおいたり接触を避けようとしたりする動きや傾向があったのであれば、ラケットを自分で叩き折ったというエピソードがあれば、すぐに部内に広まったと考えられ、そのことが広まっていないということは、そのような動きや傾向はなく、むしろ同じ1年生の部員らはX君のことを気遣うような姿勢であったことを窺わせる。

カ また、X君の中学時代の同じ部活動の部員らからの個別聴き取り調査では、X君は自分の感情をそのまま表に出す面があり、そういった面が高校では受け入れられないのではないかと心配していたとの供述が得られたのに対して、高校での同じ部活動の部員らからの個別聴き取り調査では、そのように感情を表に出すことはあまりなかったとの供述が得られている。

このように考えると、X君が普段の言動等で高校の部活動内で浮いていたというわけではなく、むしろX君自身が部活動内で浮いたりしないように、あえて素の部分を出さずに装っていた面があったことが窺われる。

加えて、X君が非常に真面目に部活動に取り組んでいたというのがアンケートや個別聴き取り調査での共通の回答であったが、その一方で試合メンバーに選ばれなかったという事情があり、また個別聴き取り調査の結果からはX君が求めていた部活動と実際の部活動とのズレを感じていたことも窺われる。

そのようなX君自身の気持ちや考えが、他の部員から孤立した

ように映った可能性は十分にありうる。

キ さらに言えば、そもそもこの部活動合宿の時期は、X君が自死する約半月前なのであって、X君自身が心の中に多くのストレスや葛藤を抱え、後述するとおりうつ状態あるいはそれに近い精神状態にあった可能性があり、そのような精神状態であればいつもと違うように見えたり、他の部員から浮いているような孤立しているような状態に見えたりしてもおかしくはない。

実際、中学時代からの友人でもあった同級生からの個別聴き取り調査では、「平成26年7月頃にX君に学校内で声を掛けたらすーっと無視されたことがあった」との供述があり、そのようなX君の状態が、周囲から見て孤立しているように見えることは十分にありうる。

ク 上述してきたような事情からすれば、X君が部活動合宿の時期に他の1年生の部員から孤立したような場面があったこと自体は認定できるし、後述するように自死に至ったX君の心理状態を検討するに当たっては極めて重要なエピソードであるが、これを同じ1年生部員によるいじめと評価・判断することはできない。

(5) クラスや部活動の連絡網による連絡

ア X君家族代理人は、クラス及び部活動での連絡において、X君がスマートフォンを所持していなかったために、試合会場を間違えたり、練習試合が中止になったことを知らなかったり、試合の日が違っていることの連絡がなかったりしたことがあり、このようにきちんと連絡がないことが続いたことは、いじめと評価されてしかるべきであると主張している。

この点、クラスや部活動の連絡網がどうなっていたのか、スマートフォンを用いた連絡等がなされていたのか、原調査でのアンケートや個別聴き取り調査では必ずしも判然としないところがあつたため、改めてクラスや部活動での連絡にLINEアプリが使われていたか、どのような連絡について使われていたかについてアンケートや個別聴き取り調査を行った。

イ その結果、クラスにおいては、本来下校前までに担当の生徒が済ませておくべきだった教科連絡を忘れた際に、当該担当生徒がクラスメイトに伝えるためにLINEが用いられてはいたもの

の、担任による正式な連絡手段として用いられていたとは言えない状況であった。

なお、X君と同じクラスにはスマートフォンは所持していたもののLINEアプリは登録していなかった元生徒もいて、その生徒にも他の生徒からのLINEでの教科連絡が伝わらず、そのような連絡があった場合にはメールを送ってもらうように友人に頼んでいたとのことである。

このようなクラスでのLINEによる連絡事項がX君に伝わっていなかったという事情は、問題があったとは言えるであろうが、下校前に教科連絡をすべきなのにし忘れたという元生徒の過失から生じている事態であり、いじめに当たると評価・判断することはできない。

なお、X君家族代理人は、クラスマッチの日に予定が変更したにもかかわらず、X君1人だけが他の生徒と異なる服装で登校したことについて問題視している。

この点、当時の行事予定表では、もともとクラスマッチは平成26年7月10日の午後と同月11日の終日で行われる予定だったが、当時の学級日誌によると台風のため同月10日が休校となったため、同月11日の午後と同月17日の終日に順延されたことが窺われる。

かかる予定変更は、同月9日の学級日誌において、同月9日の午後と同月10日が休校になることが記載されていることからすると、同月9日の午前中に決まり、出席生徒には教室で伝えられたと考えられるところであるが、同日にX君は欠席している。

無論、このような場合には、学校側が何らかの方法でX君に伝えるべきであり、これが伝わっていなかったということであれば問題であるが、それは連絡網の問題ではなく、学校側による個別の連絡の問題であって、同級生による行為の問題ではなく、いじめには該当しない。

ウ 次に、部活動においては、部活動顧問から指示・連絡を受けた主将が、当日の練習メニューや雨天による練習中止などについて、LINEを用いて部員に連絡していたようである。

また、原調査における部活動顧問からの個別聴き取り調査によれば、顧問からは主将らに対して、スマートフォンを所持していない生徒にもきちんと連絡をするよう指導していたとのことであるが、今回の個別聴き取り調査からは、部員らがどのように連

絡を取っていたかについて十分に認識・把握していたかは疑わしい部分がある。

そして、アンケートや個別聴き取り調査の結果からは、誰がX君に対して連絡する担当になっていたかについては、回答にバラツキがあり、本当にきちんと決められていたかについては定かではないし、そもそも部員の中には、X君がスマートフォンを持っていないとは知らなかった、あるいはガラケーを持っていると供述する者もあり、LINEでの連絡事項のX君への伝達は極めてルーズなものになっていたことが窺い知れる。

一方で、個別聴き取り調査では、試合の日程や試合会場についてなどは、月毎に配布されるプリントに記載されており、その変更等についてはミーティングで行われていたとの供述があり、ほとんど毎日練習等があるにもかかわらず、そのような重要な変更内容をLINEだけで知らせるとも考え難く、試合会場や日程をX君が間違えた理由がLINEによる連絡がなかったことが理由であるとも考えにくい。

但し、練習試合の中止の連絡については、LINEでの連絡がX君にうまく伝わらなかった可能性があるが、上述したような連絡担当自体のあいまいさに加えて、連絡担当者がX君への連絡を失念していた可能性も否定できない。

いずれにせよ、上記のようなLINEでの連絡事項のX君への伝達に関するルーズさからすれば、LINEでの連絡事項（練習内容や雨天中止の連絡等）がX君に伝わらないという事態が生じていた可能性は高い。

しかし、その原因はスマートフォンやLINEを使わない部員が存在するにも関わらず、安易にLINEを連絡網代わりに用いて、練習内容等の日常的な連絡と、練習や練習試合の雨天中止という重要な連絡とが区別されない状態となっていたという連絡方法の不備にあり、必要な連絡がなされなかったというのは担当部員ないし主将や部活動顧問による失念や過失によるものであり、これをいじめと評価・判断することはできない。

(6) 告別式のエピソード及びその他のいじめ

ア 原調査報告書では、X君の告別式の際、斎場のトイレにおいて複数の男子生徒が、X君の死に関して「やばい」という言葉を含む表現を用いた会話をしていた事実を認定しつつ、このエピソードがいじめが背景にあることを推認させる事実である可能性は

否定できないとしながら、このエピソードをもって特定の生徒によるいじめの事実を断定することは到底不可能であるとして、このエピソードの背景にいじめの事実が存在する旨認定することはできないと評価・判断している。

イ この点、原調査におけるアンケートや個別聴き取り調査、今回調査でのアンケートや個別聴き取り調査においても、X君の告別式の際に同趣旨の発言があったとの回答や供述があり、また具体的に誰だったかを特定する回答や供述はなかったものの、X君と同じ部活動の部員ではなく、X君と同じクラスの男子生徒だったというアンケート及び個別聴き取り調査での回答が複数ある。

かかる発言は、納豆巻きをX君のカバンに入れた件やスリッパを隠した件に関わった生徒が、それらの行為がやりすぎだったと悔いる発言とも捉えることができ、上述したいじめの事実関係の認定に資する重要な事情であると言える。

ウ 一方で、上記いじめ以外にも酷いいじめがあり、そのことについて言及した発言であった可能性もあるが、上記発言だけから他に酷いいじめがあったことまで一足飛びに認定することはできない。

むしろ、他にいじめがあったか否かを判断する際の考慮要素の一つとして捉えるべきであり、以下、他にもいじめに当たる行為があったかどうかについて述べる。

エ まず、原調査におけるアンケートや個別聴き取り調査においても、また今回行ったアンケートや個別聴き取り調査においても、上記エピソード以外に、X君に対する具体的ないじめについて言及する回答はなかった。

その一方で、今回行ったアンケートや聴き取り調査の回答によれば、X君が亡くなった後に、X君が自死した理由について話題になったことは、クラス内や部活動内に留まらず、他のクラスと同級生内でもあったようだが、その際に話が挙がったのが納豆巻きの件やスリッパの件であった。

X君のことを心配していたと思われる同じ部員らの話でも、納豆巻きやスリッパの話以上には事情を知らないことからすれば、X君に対するいじめに当たる行為としては、納豆巻きをカバンの中に入れたり、スリッパを意図的に隠したりするよりも分かりや

すいじめがあったと考えるのは難しい。

オ 但し、個別の聴き取り調査では、X君の所属していたクラスが他のクラスよりも騒がしいクラスであったという複数の供述があり、また「いじるタイプの人」と「いじられるタイプの人」がある程度分かれており、X君は「いじられるタイプ」寄りであったという供述もあった。

また、そのような「いじり」や「からかい」はしつこいわけではなかったが、ノリが過ぎる・度が過ぎる部分があり、X君は、いじられて落ち込んだり暗い表情をしたりしていたわけではないものの、イライラして少しストレスを感じているような様子があったとの供述もあった。

なお、X君自身の話ではないが、X君以外のクラスメイトに対しても、カバン棚にゴミを入れたりすることが頻繁にあったという供述もある。

カ 以上のような聴き取り内容からすれば、納豆巻きやスリッパほどではなく、また執拗なものではないにしても、X君に対する「いじり」や「からかい」が繰り返されていた可能性は高く、そのことにX君が心身の苦痛を感じていたと考えられ、X君へのいじめが上記2つに限定されるわけではない。

3 小括

以上のとおりであり、X君は、クラス内において、少なくとも納豆巻きをカバンの中に入れられたり、スリッパを隠されたりする「いじめ」を受けており、それ以外にも「いじり」や「からかい」という形で、X君が心理的苦痛を感じる「いじめ」がそれなりの頻度で繰り返されていたと認定できる。

第4 重大事態発生といじめの関連の有無について

1 はじめに

第3項で認定したいじめの事実を前提に、以下、X君の自死といじめの関連の有無について検討する。

なお、本事案ではX君は遺書やそれに類するものを遺しておらず、またスマートフォンや携帯電話を使っていなかったためメールやSNSでのメッセージ等も見当たらず、X君がいじめや自死に関する気持ちや考えを直接記した物はない。

そこで、X君の行動や発言、X君を取り巻く客観的状況やその変化、X君以外の生徒等からの聴き取り内容も踏まえた当時の学校や生徒の状況などから、X君の当時の気持ちや精神的な状態を推測しつつ、X君の自死といじめの関連の有無について検討することとした。

2 中学までのX君の状況

(1) X君の家族やX君の中学時代の同級生らからの聴取内容によると、小学校や中学校では特に目立った対人トラブルもなく、楽しい学校生活を送っていることが窺われる。

(2) 中学校時代は、小学校のころから仲の良かった友人らとともに α 部に入部し、かなり熱心に部活動を行っていた。

同じ α 部の同級生部員とは部活動のみならず部活動外でも親しく交友している一方、同じクラスに親しい友人がいたという話は特に出てきておらず、新たな友人関係を作ることが必ずしも器用とは言えない側面があったことを窺わせる。

母親が教育方針からゲーム機を買い与えていなかった一方で、本人自身は小学校時代からゲームが好きで、友人らと一緒にゲーム機で遊んでいた。購入時期は不明であるものの、母親に隠れてゲーム機を購入したりもしており、ゲームに対する関心が強かったことが窺える。

(3) 性格面では、基本的には優しい性格であった。ただ、負けず嫌いな面があり、中学の部活動における試合等での言動からすると、自分のプレイに納得がいかないと、自分の感情をそのまま表に出すと

ころがあった。中学時代の友人らがX君の自死やいじめに関する報道等を見たときに懸念したのは、このようなX君の直情的な行動であったという話であったが、後述するとおりX君は高校ではそのような直情的な行動をほとんど見せていない。

- (4) 学業面では、母親からの個別聴き取り調査によれば、小学校・中学校ともに宿題に真面目に取り組むタイプではなかったと言う。また、部活動に打ち込んでいたこともあって成績はあまり良くなかったが、部活動を引退してから個別指導の塾に通うようになって成績も伸び、当該高校に受験合格するに至っている。

3 高校進学後のX君の学校における出来事・状況

- (1) X君の中学時代の交友関係の中心であったα部の同級生のうち、一緒に当該高校に進学したのは2名のみである。

そして、その2名ともX君とはクラスが異なり、またX君が引き続きα部に入部したのに対して、他の2名はα部に入部しなかったため、X君はクラス内にも部内にも中学からの親しい友人が全くないという状況にあった。

その2名のうちの1人であるEは、高校入学当初でクラス内に友人ができる前は、X君と一緒に帰ったりして話をしており、お互いに高校での新しい友人関係への不安を述べ合っていたとのことである。

- (2) 一方で、同じクラスの生徒からのアンケート回答や個別聴き取り調査の結果では、X君についての印象として、モノマネや一発芸などをしていたという回答や供述が多く、クラスの中心的な男子グループの中の一人だったという回答や供述もあった。

このような高校進学後のクラス内でのX君の振る舞いは、中学時代のX君とはギャップを感じさせるものであり、上記Eとの会話と合わせて考えると、クラス内で一定のポジションを得て友人を作ろうとして、本来の自分を抑えて無理をしていたような様子が窺える。

そして、そのような努力の甲斐もあってか、X君は一見するとクラスの中心的な男子グループの中の一人となり、クラス内の対人関係に恵まれていたように見えるものの、実際には素の自分を抑えて無理を続けている状況が続いていた。

(3) 学業面では、中学3年時に通っていた個別指導塾を辞め、もっぱら学校での学習が中心となっていたが、4月復習実力テストでは学級順位4位(40名中。校内順位35位)だったのが、1学期中間テストでは学級順位9位(40名中。校内順位63位)、1学期末テストでは学級順位22位(40名中。校内順位140位)と1学期の間に大きく順位を下げている。

かかる成績低下は第3項で指摘したいじめが影響している可能性がある。

一方で、教職員からの個別聴き取り調査からは、高校進学当初から宿題提出に苦しんでいた様子が窺われ、高校進学後に厳しくなった宿題提出や課外授業に十分適応しきれていなかった状況も窺われる。

(4) また、部活動では、 α 部に入部して熱心に取り組んでいたが、上述したとおり中学時代から一緒の部員はおらず、部活動終わりに一緒にゲームをするような関係の同級生部員は複数いたものの、特に親しい友人関係となった部員は見当たらない。

納豆巻きをカバンに入れられた件について聞き知った際に、X君のことを心配しつつ、X君がかえって傷つくかもしれないと直接X君にその話をしないという優しさはあるものの、結局そのような優しさや思いやりはX君自身に伝わるようなものではなく、X君と他の同級生部員との関係は深まりのない浅いものに留まっていた。

そのような関係性が理由か、あるいは部活動への姿勢の違いかは不明であるが、X君は中学時代には放課後以外にも他の同級生部員と練習をしたり、部活動が休みの日にも同級生部員と練習したりしていたが、高校進学後には部活動以外でのそのような行動は見られない。

試合出場部員を選ぶ内部戦でもうまくいかず、ラケットを叩き折ったというエピソードもあったが、中学時代から熱心に頑張ってきた部活動で結果が出せなかったことが相当に悔しかったことを示している。

また、顧問教諭はX君の教科担当でもあったが、他の生徒からの個別聴き取り結果でも宿題や授業中の小テストで厳しかったという話が出ており、宿題提出を怠っていると試合や部活動の参加を認めないといった指導もなされており、上述したように宿題提出に苦しんでいたX君にとってプレッシャーとなっていた可能性は高い。実際、同じクラスの同級生に対して、顧問教諭のことが嫌いである

とこぼしていたとの個別聴き取り結果もある。

このように、部活動においてもX君が思い描いていた理想とのギャップが生じる一方、本当の意味で友達といえるような関係性を同級生部員と構築することはできていなかった。

(5) このような状況の中で、第3項で認定したいじめが発生した。

納豆巻きをカバンに入れた人物やスリッパを隠した人物までは認定できていないが、納豆巻きをカバンに入れたとX君自身が思ったBは、クラスの中心的な生徒であり、X君自身は自分が所属していると思っていたグループの生徒らからいじめられたのではないかと感じていた可能性が高い。

そのことは、素の自分を抑えてまでクラス内で一定のポジションを確保しようと考えていたX君にとって、そのポジションが失われたような大きな不安感と喪失感を与える重大な出来事だったと位置づけることができる。

4 X君の家族との関係

X君の家族との関係は、実際に家に遊びに行ったこともあるという中学時代の同級生らの個別聴き取り調査の結果からも、概ね良好であったといえる。

同居していた母親からは、X君が好きだったゲームを制約されたり、欲しがっていたスマートフォンを買ってもらえなかったりしてはいるものの、一般的な親子関係の範囲での厳しさである。、中学時代の母親宛の手紙や、やや甘え気味ともいえるX君の母親に対する態度からすると、母親との関係に大きな問題は見られない。

きょうだいとの関係も、きょうだい喧嘩等はあったものの、そこまで深刻なものではなく、X君が高校に進学した時点では、すでに家を出ていたこともあり、X君の自死と直接結びつくような事情とは捉えられない。

5 X君以外の生徒等からの聴き取り内容を踏まえた当時の学校や生徒の状況

このようなX君個人やX君所属クラスの状況以外にも、X君が所属した学年に関しては、個別聴き取り調査の結果等から以下のような特徴が窺える。

まず、個別聴き取り調査を行った同学年の生徒に対しては、高校生活を振り返って当該高校はどうだったかという質問をしているが、イベント等で一致団結して盛り上がる楽しい高校生活だったという印象を持つ生徒もいる反面、息が詰まるような雰囲気だった、重苦しい雰囲気があったと回答する生徒も複数存在した。

また、個別聴き取り調査を行った生徒の中には、学校生活を理由に精神疾患に罹患した、あるいは精神疾患と思われる症状を発症した生徒も複数存在した。

その背景事情や理由については、生徒によって異なるものの、いずれもあからさまないじめ等があったわけではなく、他の生徒からの疎外感や学校生活での閉塞感などが原因となっていた。

また、他の生徒からの個別聴き取り結果からも、クラス内に仲のよいグループがいくつか存在するというよりは、クラス内で大きな一かたまりのグループが存在し、そこに入れないと全体から疎外されるような雰囲気が醸成されていたことが窺われる。

このような雰囲気はX君の所属クラスだけの話ではなく、少なくとも同じ学年の他のクラスにも共通する雰囲気であったことが窺われる。

さらに、X君の所属していたクラスの特徴として、他のクラスよりも騒がしいクラスであったという複数の供述があり、X君以外の同級生も「いじり」や「からかい」を受けた生徒は少なくなく、カバン棚の中にゴミのようなものを何度も入れられていた生徒も存在し、誰がいじめられてもおかしくないようなクラスの状況でもあった。

6 自死直前の状況

X君に第三者から見ても分かるような変化が生じ始めているのは、平成26年7月ころであり、クラスは違うものの中学時代からの友人であったEが学校内でX君に声を掛けると、X君がすーっと無視するというエピソードがあった。

さらに、前期夏季補習に入ると、母親に内緒で7月28日から30日までの3日間、部活動も含めて学校を休んでいる。なお、このうち3日目の30日に副担任の1人のZがX君の自宅に電話をしてX君と話をし、その翌日の31日は学校に出てきたことは間違いのないと思われるが、28日及び29日にはもう一人の副担任Yに対して欠席連絡がX君本人からあったと同副担任は説明しているものの、欠席連絡があったかどうかについては後述するとおり疑問が残る。

その後の部活動には参加し（但し、8月1日は、X君は病院を受診しており、部活動については休んでいた可能性が高い。）、8月6日から7日にかけての部活動合宿にも参加しているが、移動中に他の部員から離れて歩いたり、夜の自由時間に他の同級生部員から離れて1人だけ集中してゲーム機で遊んでいる時間帯があったりしており、そのような孤立しているような状況が上級生部員の印象に残っている。その後も8月11日まで部活動に参加して8月17日までは盆休みとなった。

この時期の家族との関係としては、母親に対して珍しく耳かきや爪切りをせがむ等、母親に甘えることで安心感を得ようとしていたように思えるエピソードがあり、それ以外にも一緒に月を見たりするなど、概ね円満な関係にあったと思われる。

その後、8月17日に部活動の試合があると間違え、寝坊して遅刻したと思って部活動顧問に電話したところ、試合がないことが分かったが、その際に試合がないと分かってほっとした様子だったというエピソードがあった。

その翌日の8月18日から後期夏季補習が始まっているが、同月20日までの3日間、母親に内緒で部活動も含めて学校を休んでいる。

この欠席について、18日にX君本人から副担任Yの携帯電話宛に欠席の連絡があったと同副担任は説明しているものの、欠席連絡があったかについては後述するとおり疑問が残る。

そして、20日には副担任ZがX君の自宅に電話しているが、電話をとったX君は、当初X君のきょうだいを名乗って電話対応している。その後、X君本人に電話を替わったように装い、副担任からは宿題ができていないことは気にせず出席するように促している。

その後、X君は風呂掃除やお湯張りといった家事は終えた上で、同日夜に自宅内で縊首に至っている。

7 自死といじめの関連について

本件自死は、高校1年生の夏休みの後期夏季補習中という時期に発生している。

この点、そもそも思春期は、安心感を保障する心理的帰属感の中心が家庭から同世代集団に移る時期である。そのような中での高校進学は、中学時代まで培ってきた友人関係を離れ、新たな友人関係を築いていくことを余儀なくされるわけで、友人関係によるプレッシャーやストレスが強くなるし、これが崩れて孤立化するかもしれないとい

う危惧は、安心できる居場所を失うような強い所属感の減弱に結びつく。

X君も、その意味では普通の高校生と何ら変わりはなく、もともと人付き合いが得意な方ではなかったこともあいまって、高校の中で自分自身の居場所を確立するための人間関係に不安を覚え、必死に頑張っていたといえる。

ところが、納豆巻きをカバンに入れられたり、スリッパを隠されたりすることで、X君としては自分がグループから排除される（あるいは排除された）のではないか、クラス内での自分のポジションが失われる（あるいは失われた）のではないかという強い不安感や危機感、焦燥感を持つに至っている。

しかも、X君としては、グループから排除されることを避けるため、納豆巻きの件にせよスリッパの件にせよ、周りに合わせるような形で、さも気にしていないかのように振舞うことを余儀なくされた面があったことも推察される。

X君としては、ただでさえ素の自分を抑えて友人関係を維持していたのに、それに加えて自分が嫌なことも嫌と言えないような状況に追い込まれることになったわけであり、そのような状況がX君にとって大きなストレスとなっていたことは容易に想像できるし、そのように我慢し続けなければならない状況自体がより所属感の減弱に拍車をかけていたことも窺われる。

このような事情に加え、勉強面でも宿題や課外の多さ・厳しさについていけず、成績は短期間に下がっていき、中学時代に打ち込んでいた部活動についても自らが抱いていた理想とのギャップや人間関係の希薄さを感じ、様々な面で学校に居場所がなくなり、所属感の減弱を加速させていた。

このようないじめをきっかけとするクラス内での所属感の減弱を中心とする複合的な状況の中で、X君はうつ状態ないしそれに近い精神状態に至り（うつ病罹患の可能性はあるものの、高校入学までうつ病等を思わせる症状はなく、自死まで一度も精神科医の診察・治療を受けたことがないので、うつ病との判断まではできない）、学校、特にクラスに行くことが苦痛となって前期夏季補習を欠席したと考えられる。

この前期夏季補習の欠席については、3日目に副担任Zからの連絡もあったため、翌日からは無理をして出席したと思われる。

その後、休みの期間を経たものの、やはり学校に行くことが苦痛であったため、後期夏季補習については当初から無断欠席し、再び副担

任Zからの電話確認を受けて、心理的視野狭窄の状態から、これ以上欠席を続けられないと追い詰められたと思われる。

しかし、やはり学校には行けないと思い、そのように学校に行けない状態となっている自分が家族や学校に対しても負担となるのではないかという負担感の知覚も相まって、自死に至ったと考えられる。

なお、自死直前のX君の変化がもっぱら学校関係で生じているのに対して、自死の直前に至っても家事を行い家族への気遣いを見せていること、家族と過ごした夏休み期間の様子からすれば、家族との関係が自死に影響を与えたとは考え難い。

したがって、いじめを中心とする学校における事情がX君の自死に大きな影響を与えたと認められる。

第5 重大事態発生前後の学校の対応について

1 重大事態発生前の学校の対応について

(1) いじめそのものを認知できなかった点

重大事態発生前に、学校側はX君に対するいじめがあったことを認知していなかった。

この点、第3項で認定したいじめのうち、納豆巻きがカバンに入れられた件については、朝課外が始まる前の教師のいない教室での出来事であり、すぐに学校側が認知できなかったやむを得ない面がある。

一方で、スリッパが隠された件については、担任教諭自身もX君のスリッパ探しを手伝っており、これが他の生徒によるいじめであることを把握できる機会があった。

この点、担任教諭はX君に対して「人にされたものなのか。いじめなものなのか」と聞いたが、X君は「全然違うよ」と否定している。また、同じクラスの他の生徒も、一部はX君が心理的に苦痛を感じているのではないか（＝法上の「いじめ」ではないか）と感じているが、多くの生徒はそもそもこのエピソードを知らなかったり、知っていてもX君がそこまで心理的に苦痛を感じていると捉え切れていなかったりしている。

その上、担任教諭はその後間もなく入院し、X君と直接関わることもなくなっており、学校側でX君へのいじめを認知することは難しい状況にあった。

その意味では、いじめそのものを認知できなかった点について、学校側に大きな問題があったとまで評価することはできない。

ただし、スリッパの件でいじめの可能性を感じた担任教諭が、他の生徒にも何かX君に関して変わったことはないか確認すれば、その前に起きていた納豆巻きの件についても把握することができた可能性がある。納豆巻きの件については、上述のとおりクラスのLINEにおいて他の男子生徒が注意しており、それをいじめ（X君が苦痛を感じている）と認識している同クラス生徒も存在していたと思われ、他の同クラス生徒への確認によって、X君に対するいじめがあったことや、それについてX君が思い悩んでいることに気付くことができた可能性はある。

また、このようなエピソードがあったことが副担任に適切に引き

継がれ、あるいは部活動顧問も含めた他の教職員と情報共有できていれば、夏季補習の2度にわたる3日連続の欠席や部活動合宿における孤立した様子等に表れていたX君の精神状態や所属感の減弱に気付き、そこから本人をケアしていく過程でいじめを認知し、なおかつX君の自死を防ぐことができた可能性がある。

しかし、教職員らからの個別聴き取り調査からは、X君に関してそのような引継ぎや情報共有は全くなされていない。

さらには、一部教職員らからの個別聴き取り調査からは、当時は職員室の雰囲気が悪く、教職員間で日常的に教室や生徒の状況等を話したりすることが難しい状況にあったとの供述もあった。

担任1人でクラスの授業のほとんどを受け持つ小学校とは異なり、高校では担任教諭だけで生徒の状況を十分に把握することは難しく、まして担任教諭が入院することになれば、より生徒に関する引継ぎや情報共有は重要だったはずであり、上記のような情報共有や引継ぎの不足は問題であったといえる。

(2) X君のうつ状態に気付けなかった点

X君は、上述したとおり、前期夏季補習で3日間（7月28日～30日）欠席し、後期夏季補習は初日から3日間（8月18日～20日）欠席している。

なお、欠席確認については、個別聴き取り調査等での教職員の供述では、7月28日及び29日は副担任YがX君本人から発熱で欠席する旨の電話連絡を受け、同月30日は副担任Zが自宅に電話して、X君本人から熱が下がらないので欠席するとの連絡を受けたとのことであり、8月18日は副担任YがX君本人から携帯電話宛に発熱で欠席する旨の電話連絡を受け、同月19日にはいずれからも電話連絡や確認はなかったとのことである。

X君が自死した日である同月20日は、副担任Zから自宅に電話をしたところ、最初はきょうだいを名乗る人物が電話口に出て、その後本人に電話を代わってもらい、下痢を理由に欠席する旨の回答があったとのことである。このとききょうだいは自宅におらず、X君がきょうだいを装って対応していたことになる。

この点、後期夏季補習の欠席連絡・確認については、副担任Yが連絡を受けたという欠席理由と副担任Zが確認したという欠席理由が異なる上、副担任の携帯電話宛に欠席連絡するというのも考えにくく（なお、X君自宅の電話発信履歴情報には副担任Yの携帯電話への発信履歴はない。）、うつ状態ないしそれに近い精神状態にあ

ったと思われるX君が自ら学校側に欠席連絡をするのは難しかったであろうことからしても、7月28日、29日及び8月18日にX君本人が副担任Yに電話して欠席連絡をしたのかという点については疑問が残る。

また、いずれの電話連絡や電話確認についても、X君本人からの連絡や回答だけで、保護者等への確認まではしていないため、本当は家族に内緒で欠席していたという事情を自死に至るまで学校側は把握できていなかった。

かかる連続欠席は、X君がうつ状態あるいはそれに近い状態であったことを指し示す重要な表れだったはずであるところ、当時担任教諭が入院していたために、2人の副担任がそれぞれに対応していたことから、連続欠席によるX君の問題に気付かなかったばかりか、保護者からの連絡も保護者への確認もないまま3日間の連続欠席が2回続いているということ自体もきちんと把握されていなかった。

これは、各副担任による確認不足という面以上に、副担任間での情報共有の欠如に大きな問題があったと考えられる。

そして、母親に内緒で欠席していることまで把握できていれば、単なる体調不良による欠席ではないということも把握することができ、家庭訪問してX君に直接会うなどしてX君の精神状態に気付くことができた可能性があった。

また、部活動合宿においてX君が孤立しているように見える状況を上級生部員は確認しており、上述したとおりこれもX君のうつ状態や所属感の減弱状況の表れであった可能性が高いが、顧問教諭はこれに気付かず、そのような状況があったことを把握したのはX君が自死した後であった。

仮に、部活動顧問に対して前期夏季講習で3日間連続欠席していたことや、母親に内緒で欠席していたことが伝わっていれば、部活動顧問としてもX君の様子を気にかけて、X君が孤立しているような状況を確認することができた可能性があり、X君の精神状態に気付くことができた可能性もあった。

したがって、担任教諭が入院中であったという事情があるにしても、欠席時の電話確認及び欠席状況の教職員間の情報共有に重大な問題があったと言える。

2 重大事態発生後の学校の対応について

(1) 初期対応

X君の自死の翌日、学校側は警察からの問い合わせによりX君の自死の事実を把握している。

しかし、その後のX君の家族との対応について、教師2年目だった副担任Z一人に任せてしまっている。

副担任Zとしては、ただでさえ十分な経験がない状態の中で、関わった生徒の自死という事態に直面し、受け止めきれずに混乱していたのであり、そのことが結果的にX君の家族の学校側対応への不信につながっているともいえる。

重大事態発生後の対応については、学校全体で組織的に行うべきであり、特に家族への対応は、その心情への配慮という観点からも、また責任ある情報提供や情報収集を行うという観点からも、管理職が直接行うことを原則とすべきであって、教員2年目の副担任に任せきりのような状態となっていた本事案での学校側の初期対応には問題があったと言える。

(2) 基本調査について

また、学校は文部科学省が定めた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」にしたがって基本調査を行ってはいる。

しかし、基本調査報告書には、前期夏季補習の欠席状況については記載があるものの、直近の後期夏季補習の欠席状況については記載自体が存在しない。

この点、同報告書の案を作成した教頭やその他の管理職、教育委員会関係者に対する個別聴き取り調査では、当該記載の欠落は、意図的なものではなく、単純な書き洩らしであるとの回答であった。

しかし、本事案のように自死直後には自死の原因や背景事情が不明な事案においては、自死直前に学校を3日間欠席していたことは自死の原因や背景事情を検討する上で数少ない客観的事実であった。したがって、自死の原因や背景事情を真摯に調査していたならば、この3日間の欠席時の状況（学校側への連絡の有無や内容、保護者が欠席を把握していたか否か、当該生徒は欠席している間どのように過ごしていたか等）を可能な限り調査し、その結果を基本調査報告書に記載するはずであり、その記載を書き洩らすということはおよそ考え難い。

にもかかわらず、記載が漏れているというのは、学校側がX君の自死について真摯に調査していなかったことを示している。実際、後述するとおり、学校側はこの3日間の欠席に関してX君の家族に

対する聴き取り調査をほとんど行っていない。

また、上記指針においては、基本調査の中で亡くなった生徒と関係の深かった生徒への聴き取り調査も行うことが示されているところ、同じ部活動の生徒に対する聴き取りは部活動顧問から行われているが、同じクラスの生徒については、極めて少ない人数の生徒からの聴き取りしかなされていない。

自死を伏せた状態での聴き取り調査となるため一定の制約はあるにしても、少なくともX君が所属していると思われていたグループの生徒に対しては聴き取りを行うべきだったと言え、この点でも基本調査に大きな問題があったと言える。

以上のとおり、学校による基本調査には重大な問題がある。

(3) 家族への対応

上記指針においては、基本調査における亡くなった生徒の家族との関わりについて、「事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情にも配慮し、今後の接触を可能とするような関係性を構築する」とされている。

これは、亡くなった生徒の家族への聴き取りも当然必要な調査であることを前提としつつ、その調査のやり方や進め方について注意喚起しているものである。

ところが、学校側は、事案発生から時間が経過して以降も家族から状況確認しようとすることも、その打診をしようとすることもなく、結局家族からの状況確認をまともにしないまま基本調査報告書をまとめてしまっている。

その結果、家族には1学期中に1日欠席しており、前期夏季補習中にも3日欠席したこと自体知らされず、その後の県教委とのやりとりで基本調査内容を知らされた際に、初めてこの4日間の欠席（しかも、そのうちの前期夏季補習の3日間の欠席は自死前1ヶ月以内である。）を知るに至っている。

このような対応は、基本調査の方法としても誤っているのみならず、家族に対しても、自分たちの話に全く耳を傾けないまま基本調査結果を出されたという不満を残す結果となり、さらに自死に関わる重要な情報を知らされていなかったことになるのであり、家族への対応としても極めて問題があったと言える。

また、基本調査報告書の作成と並行して、担任教諭が毎月自宅を訪問し、家族と話をしている。上述したとおり担任教諭はX君の自死の前後は入院しており、基本調査報告書の作成にも直接携わって

おらず、訪問に関して事後に校長に報告はしていたものの、あくまでも個人的な思いからの自宅訪問であった。つまり、学校としての組織的な対応としての自宅訪問ではなく、担任教諭は調査結果についての詳細な情報提供も受けておらず、自死前後のX君の状況や出欠状況等を把握しきれていなかった。

そのような担任教諭だけで家族のやりとりをしていても、家族からの意見や質問等に十分に対応できるはずもなく、一方で家族はこの担任教諭の自宅訪問を学校としての組織的な対応であると捉えていたためにずれが生じ、そのことでかえって家族からの不信を増幅させる結果となっている。

(4) その後の対応

その後、家族が代理人弁護士を通じて学校及び県教委に通知書を送付し、県教委も関与するようになり、生徒に対するアンケートを実施し、その後の第三者委員会の設置に至っている。

その経過に一定の時間はかかっているものの、当時の家族代理人と学校及び県教委とのやりとりの書面の内容を見る限り、一定の時間がかかったのはやむを得なかったものと判断される。

なお、家族は、その後の学校側の回答書や原調査委員会による原調査報告書について、いじめの有無の認定のみならず、その前提となる様々な事実関係について多数の誤った記載があると主張している。

この点、聴き取り対象者によって供述内容が異なる等、容易に事実認定できないと思われるのに事実認定されている、明らかに事実と反すると思われる記載も散見される。当委員会としては、いじめの有無や自死への影響等の認定に必要な範囲で事実認定を行っており、それ以外の直接関係のない事項や容易に認定できない事実関係については触れないが、回答書や報告書の中に誤った事実関係が記載されることで、家族から学校や県教委、原調査委員会に対する不信感を招く結果となったと考える。

第6 同種の事態の発生の防止について

1 「いじめ」についての正しい認識

(1) 本事案のいじめの特徴

本事案のいじめの特徴は、暴力を伴うような誰が見ても明らかにいじめだと認識しやすいいじめではなく、「いじり」や「からかい」といった遊びの延長線上のようないじめであるので、いじめと認識しにくい点である。

元生徒らに対するアンケートにおいても個別聴き取り調査においても、X君に対する「いじり」や「からかい」があったという回答や供述は多数存在するものの、そのうちの大多数が「いじめ」ではなかったと回答・供述している。納豆巻きの件にせよスリッパの件にせよ、これがいじめだと思ふとの直接的な回答・供述はなく、悪戯や遊びの延長だったという回答・供述が少なくない。

この点について、「いじめ」ではなかったと回答・供述する元生徒らも大きくは2つに分かれると当委員会では考える。

1つは、納豆巻きの件やスリッパの件、あるいはいじりやからかいについては、学校内ではもっと酷いものもあったし、X君自身も逆にいじったりからかっていたりしていたのだから、X君が心理的苦痛を受けていなかったと考える元生徒である。かかる考えは、人それぞれに感じ方や考え方が違うということに思い至れておらず、他の生徒は感じ取っていたX君の心理的苦痛を感じとることができていない。

もう1つは、納豆巻きの件やスリッパの件、あるいはいじりやからかいによって、X君が心理的苦痛を受けたであろうことは認識しつつも、「いじめ」と言われるほど酷いものではなかったと考える元生徒である。かかる考えは、X君の心理的苦痛には思い至れてはいるものの、「いじめ」の範囲を狭く捉えてしまっている。

このような感じ方や捉え方の違いこそが、本件事案における特徴であると言える。

また本事案で具体的に特定できた「スリッパ隠し」や「カバンに納豆巻きが入られる」などのいじめは、加害者が誰か特定できないいじめである。このように加害者が特定できないいじめは、現代のいじめの特徴の一つとも言われているが、被害者にとっては、反撃のしようもないため、無力感に陥り、重大事態を招きやすいと言

われている。

(2) いじりやからかいでも心の大きな傷となり自死に至る

いじりやからかいといった遊びとの境界線上のいじめが、暴力的ないじめより軽微なものかということそうではない。

どちらも、人権侵害であるし、行為についての他の生徒の受け止めが自分とは異なるが故に、平気を装って我慢し続けなければならず、しかもその状況が安易に繰り返されることになりかねないのであり、人の尊厳を傷つける行為だといえる。加害者は軽い気持ちでも、被害者は尊厳を傷つけられ、自身の居場所のなさを感じ、所属感の減弱など心の大きな傷となり、自死に至ることもあり得る。

(3) いじめを正しく捉えることの重要性

本件のように人によっては心理的苦痛を感じないような態様のいじめは、それぞれに個性を持つ生徒の集団で形成されている学校においては、どの学級でもどの学校でも不可避免的に起こるいじめであるといえる。

そのため、生徒たちからすれば、「自分が他の生徒をいじめた」「他の生徒のいじめを見過ごした」とは認めたくない気持ちから、「いじめ」を狭く捉えがちである。

また、学校や教職員側にも、「いじめをなくす＝いじめ認知件数を減らす」という発想からか、不可避免的に生じる「いじめ」を「いじめ」として捉えようとせずに、いじめを狭く捉えてしまっている教職員が存在することが、今回の個別聴き取り調査の結果にもあらわれていた。

しかし、法第2条は、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定している。児童等の主観、すなわち、いじめを受けている子どもが「苦痛を感じているかどうか」の立場からいじめを把握しようとする。

その趣旨は、上述したように、人によっては心理的苦痛を感じないような態様のいじめであっても、被害者の尊厳は傷付けられ、これが繰り返されることで重大事態が発生しかねないからである。

したがって、学校や教職員としては、どの学級でもどの学校でもいじめは生じるということを前提に、そのような見えにくく分かり

にくい「いじめ」をいかに早く認知し、生徒らに適切に指導することで、生徒が他の生徒の言動によって苦痛を生じる状況を少しでも減らしていくことが求められているのである。

まずは、「いじめ」についての正しい認識が求められる。

2 個々の生徒の個性に着目した接し方と指導

(1) 高校1年生という時期に応じた対応・指導

思春期は、安心感を保障する心理的帰属感の中心が家族から同世代集団に急速に移行する時期であるとされる。その上、高校1年生は中学校在籍時から環境が大きく変化し、変化というストレスに晒されていることを勘案すると、トラブルが起きやすい環境であるといえる。

X君も、高校入学後、物まねをして仲間を笑わせようと気を遣う一方、人との関係を結ぶのが必ずしも器用といえないところもあり、クラスや部活の中で、中学校の頃のような気を遣ったり気兼ねしたりする必要がないほどに信頼する仲間が、すぐには見つけられていなかった。心理的帰属感に変化が生じる思春期にあったX君にとって、同世代集団になじめないことは、大きなストレスとなっていたと考えられる。

学校や教職員は、上述したような思春期に起きている心理的帰属感の変化や入学した高校1年生がおかれている状況を十分に理解する必要がある。その上で、同世代集団にすぐになじむことができる生徒ばかりではないということを前提に、学校内での対人関係で過度のストレスに晒されていないか十分に注意しつつ生徒への指導や助言を行うべきである。

(2) 各生徒個人の個性への着目

また、生徒は一人ひとり個性があり、考え方も感じ方も異なるし、学校生活において目標とすることも異なる。

そのような個性の異なる生徒が大勢集まった学校集団においては、不可避免的に意見対立が生じるし、誰かが悪気もなくしたことが他の誰かを傷付けるということも生じうる。まして、個々の生徒を無視して、学校や学年、あるいはクラス全体としての方向や決まり、あるいは雰囲気固まってしまうと、これに合わない生徒はずっと我慢を強いられ、息苦しい学校生活を余儀なくされる。

本事案でも、元生徒からの個別聴き取り調査のなかで、とても楽

しい高校生活だったと答える者がいた一方で、息が詰まるような学校生活であった旨の回答をする者や、高校時代は精神的に追い込まれていたということを打ち明けてくれる者も存在した。

学習指導要領では、学校行事などをとおして「望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」ことが目標として掲げられており、それを達成するために様々な学校行事が行われる。ここで求められている集団のあるべき姿は、各人の個性が失われた画一的な集団ではなく、多様な個性をもつ個人を内包した集団であり、様々な視点や考え方を持つ生徒らが意見を言い合える集団づくりが求められる。

だが、生徒集団の中では所属感や連帯感がはき違えられ、集団の多数派の意見と異なる意見の者が排除される事態が起りうることは、教育関係者であれば想定可能なことである。

特に、高等学校は、個々の生徒が校風や偏差値等を考慮し自らの意思で選択し、入学試験を経て入学するため、原則居住地ごとに割り振られる小学校、中学校と比べ、在校生徒の同質性が小学校や中学校に比べて高いために、かえって多数派の（ものと思われる）考え方や感じ方とは異なる考え方や感じ方を排除しがちな傾向、さらには他の人と異なる（ようにと思われる）考え方や感じ方を我慢しがちな傾向にあるといえる。

その意味で、学校、特に高等学校においては、生徒集団の中でそのような排除や我慢が生じていないか、個々の生徒の個性に着目しながら配慮することが必要であろう。

クラス担任教諭や部活動顧問教員、教科担当教員をはじめ、学校組織として、個々の生徒の個性を把握した上で、生徒らと向き合い、正しい形での集団づくりを促すクラス経営あるいは部活経営等を行うことで、他の生徒とは異なる考えや感情を持つ生徒が、単に我慢するのではなく、「自分は違う」「自分は嫌だ」と発言することが促される。

上述してきたとおり、「いじめ」は受けた側が心理的苦痛を受けたかどうかで判断されるわけであるが、受けた側の生徒が「自分は嫌だ」と言いやすい環境となっていれば、よりいじめを認知しやすくなり、生徒に対する適切な指導をできる機会を掴むことができる。

また、普段から生徒自身にも、生徒それぞれに個性があり、多様な考え方や感じ方があるということを理解させておくことにより、いじめが発生した場合の加害者側への指導も被害者側への対応も

より効果的に行うこともできる。

つまり、普段から生徒の個性に着目したクラス経営や部活経営を行っていくことが、同種の事態の発生防止につながる。

(3) スマートフォンを持っていない生徒への対応・指導

また、本事案はスマートフォンが普及し始めた時期であり、スマートフォンを所持する生徒の大多数はLINEなどのSNSアプリを使用し情報交換を行っていた。X君のクラスにおいても、ほとんどの生徒がスマートフォンを所持していたが、X君は、スマートフォンを所持していなかった。

スマートフォンを所持することで、「ネットいじめ」やスマホ依存症などのトラブルに晒される可能性も高まるなど負の側面も存在しており、本再調査委員会はその是非を判断するものではない。

実際、ネットいじめ対策として、学校は啓発活動を実施することとされており、これに関連する授業等も広く実施されているところである。対人関係において未熟で成長期にある中学生や高校生に常時使用できる形でスマートフォンを持たせることの是非の判断は難しく、現状では各家庭の判断に任されている。

但し、気を付けなければならないのは、スマートフォンを利用していることにより、ネット上で対人関係のトラブルや孤立化等が生じる可能性があるのと同様に、スマートフォンを所持していないことによって当該生徒が孤立したり、所属感の減弱が生じたりする可能性があることである。上述したような思春期における心理的帰属感の変化と相まって、他の生徒との対話のツールの一つを持っていないということで、生徒によっては対人関係のストレスを感じたり、孤立を感じたりすることがありうることを、学校や教職員としても十分に理解しておく必要があり、スマートフォン利用による生徒間トラブルへの配慮と同様に、スマートフォンを所持していないことによる孤立化についても配慮が必要である。

また、学校に関する様々な生徒間の情報交換もスマートフォンで容易に行うことができる状況となっているため、学校内での連絡が徹底されず（学校内で伝達できなかった教科連絡等もLINE等で情報共有してしまう等）、スマートフォンを所持していない生徒だけに連絡が伝わらないという事態も生じやすい面がある。仮に情報がその生徒に伝わらなければ、それが意図的なものでなかったとしても当該生徒の孤立や所属感の減弱をより深めることになりかねない。

本事案では、高校入学後、初めてのクラスマッチの際、直前に欠席していたX君に対し日程変更に関する十分な連絡はされず、その結果、X君は、体操服で登校し、半日（午前中）一人異なった服装で授業を受けることを余儀なくされた。欠席者に対する連絡は、担任教諭が責任を持って行うべきことであり、担任教諭が不在であれば副担任教諭が行うべきである。スマートフォンを所持していなければ、SNSアプリ等で他の生徒に簡単に確認したりすることはできないということに、十分に思いを致すべきである。

また、部活動において、顧問教諭からの指示が、キャプテンの生徒からLINEを利用し部員に連絡されていた。学校が生徒個人間のLINE等のやりとりを禁止することは現実的ではない。とはいえ、学校側が、教職員からの指示をスマートフォンのSNSアプリを利用して生徒に連絡することを黙認しているのであれば、スマートフォンを所持しない生徒が負い目を感じることなく学校や教職員から発せられた情報を受け取ることができるよう、教職員自身が生徒に直接連絡するよう徹底するなどの配慮が必要である。

このように、学校や教職員がスマートフォンを所持していない生徒がいることを把握しているのであれば、所持しない生徒への連絡については特に配慮するべきであり、その生徒にだけ情報が伝わらないという事態は避ける必要がある。

3 教職員間の連携・情報共有

(1) 本事案における教職員間の連携・情報共有の問題

小学校とは異なり、高校は教科担任制をとっている。クラス担任のみならず複数の教科担任が授業等で生徒を直接指導するため、教職員間で生徒に関する情報共有は不可欠のはずである。だが、教職員への個別聴き取り調査の中で、職員室の雰囲気はよいとは言えず、職員室において教職員間で話をするのはばかられる状況であったことが窺われる。法第3条では、学校及び教職員は、いじめ防止等のために学校全体で取り組み、対処する責務があるとするが、当該高校に、いじめ防止等のために学校組織として取り組む組織風土があったとは言いがたい。

次に、本事案は、担任教諭が急遽入院し、不在の間に発生した。副担任の教諭2名がホームルーム等の生徒の指導を引き継いでいる。そのため、副担任間での連携や情報共有が必要となるが、欠席した生徒に関する対応を含めた情報等も共有されていなかった。

また、本事案では、担任教諭は、X君がスリッパを隠されたことがあることを把握していたが、このエピソードは、学年主任や生徒指導主任に共有されることはなく、学校組織として把握されていなかった。たとえ、本人がいじめではないと言ったとしても、教員が、いじめの疑いがあると感じたからこそ本人に尋ねたのである。いじめの疑いがあるのであれば、一定期間、複数の教職員がその生徒を取り巻く学校生活の様子を観察するなど、X君に対して十分に注意を払う必要があった。

7月に実施された面談前後は本人から話を聞くまたとない機会であった。学年主任であり副担任であった教員が面談を担当しているにもかかわらず、スリッパ隠しのエピソードを共有していないため、宿題の未提出や成績に関する指導に終始しその機会も逃している。面談では保護者も同席しているため、保護者に心配をかけまいと、生徒から具体的な話はなかなか出てこない可能性も高い。

しかし、面談前後にX君から話を聞くことができたら、いじめに関するエピソードや、あるいは当委員会はいじめとは認定しなかったものの同面談の直前にあったX君の自転車タイヤがパンクしたエピソードに関しても、学校側が具体的に把握することができた可能性がある。

また本事案では、いじめの防止等の対策のための組織（当該高校では生徒指導委員会）はもとより、生徒指導主任や学年主任に報告があがり、組織として検討及び対処した記録は、一切存在しない。そればかりか、本件重大事態発生後の基本調査においても、一部の教職員のみに対応となっていて、生徒指導委員会としての対応はされていない。これは、法の趣旨に照らして不適切であると言わざるを得ない。

（2）あるべき教職員間の連携及び情報共有

いじめの早期発見や対処においては、学校の教職員は、一丸となって組織的に取り組んでいくことが求められており、そのための体制の整備が重要であるとされる。

しかも、法第2条における「いじめ」の範囲は、上述のとおり、被害児童の主観により判断されるため、だれもが成長の過程で経験する友人間の衝突から犯罪行為まで、極めて幅広い。そのため、どの学校やクラスでも起こりうることであり、全ての学校においていじめ対応への具体的な仕組みが作られていなければならない。「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）において

も、「学校として、学校いじめ防止基本や、マニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある」ことが明記されている。

学校は、いじめの疑いがある事案が発生した場合、それに気がついた教職員が、誰に対してどのような報告を行うか、また、その事案への対処は誰がどのような場で検討するのか、経過は誰に対してどのような内容で報告するか等、具体的な対処方法を明確に定めることが求められる。重大事態が発生した場合に備え、発生直後の対応や再発防止に向けた取り組みへの対応はどこが担うのか等、事前に検討しておく必要があるであろう。

また、法第22条は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとしている。本来、いじめの認知等は、特定の教職員が行うのではなく当該組織で行われるべきであり、その対応も特定の教職員が抱え込むことなく、当該組織において、組織的に実効的な対応を検討し実施する必要がある。その際、いじめが解消に至るまで被害生徒や加害生徒の様子を注意深く観察し、被害生徒への支援を継続させる必要があることはいうまでもない。いじめへの対応を行う上で要となる組織であるため、名目上設けるのではなく、実質的に機能させなければならない。当該高校のように実質的には機能していないのであれば、なぜ機能していないのか、教育行政の指導の下、機能しなかった要因を明確にし、改善策を検討する必要があるだろう。

4 生徒自身が主体的にいじめを捉えることができるような取り組み

(1) 生徒が相談しやすい環境の整備

いじめについては、当事者やその周辺の生徒が一番知っているものであり、学校や教職員がいじめを認知する契機として当事者やその周辺の生徒からの相談は極めて重要である。

本事案でも、同クラスの生徒の一部は、納豆巻きがカバンに入られていた件やスリッパが隠された件について知っていたし、心配していた生徒もいた。そして、納豆巻きの件についてはLINE上で注意する生徒もいた。

しかし、X君自身も、また上記各エピソードを知っていた人も心配していた人も、誰も教職員や保護者に相談をしてはいない。

相談しなかった理由は生徒によって様々であったと思われるが、

大きな要因としては、①教職員や保護者に相談しても意味がなかったり、かえって心配をかけたり状況が悪化したりするのではないかという懸念や、②そもそも相談するほどのいじめではないのではないかという懸念が、元生徒らにあったのではないかと考えられる。

したがって、同種の事態を防止するために、学校がいじめをできる限り認知するためには、元生徒らのこのような懸念を払しょくし、いじめに関して教職員や保護者に相談しやすい環境を整備する必要がある。

このうち、①教職員や保護者に相談しても意味がなかったり、かえって心配をかけたり状況が悪化したりするのではないかという懸念については、2項や3項で指摘したようないじめに対する学校や教職員らの取り組みをしっかりと実施していくとともに、そのように学校や教職員が真剣に取り組んでいることを生徒らの目に見えるような形で示さなければならない。そして、いじめの解決にあたっては、相談者やいじめに悩んでいる人の話を十分に聴いたうえで、その解決方法をともに考えていくという姿勢を示す必要がある。

学校や教職員らが真剣にいじめへの対応に取り組み、それが生徒らの目にも見えれば、いじめに悩んでいる、あるいはいじめを心配している生徒らが、主体的に教職員に相談するなどの行動をとっていくことにつながるはずである。

次に、②そもそも相談するほどのいじめではないのではないかという懸念については、何よりも生徒自身がいじめについての正しい認識を持ち、いじめを放置することの危険性を十分に理解することが重要である。

そもそも、他の人から何かされて、そのことを本人が「嫌だ」と思っているのであれば、そういうことは止めていった方がいい。そして、何が「嫌」なのかは人それぞれに違うので、やっている側や周りの多くが「嫌だ」とは思わないことでも、本人が「嫌だ」と感じているのであれば、やはり止めていった方がいい。

生徒に対して「いじめ」についてのそのような理解を深めさせれば、結局やられている本人が嫌がっていそうかどうかで「いじめ」を判断できるようになるのであり、いじめではないかもしれないという懸念から教職員への相談に二の足を踏むという事態は大きく減るはずである。

また、「いじり」や「からかい」のようないじめであっても、いじめられた側の尊厳は傷付き、それが繰り返されることで重大事態にも結びつきかねないことを理解すれば、そのような事態を防ぐた

めに周囲の生徒が主体的に動き、教職員や保護者に相談することも十分期待できる。

このような取り組みによって、生徒がいじめに関して教職員らに相談しやすい環境を作ることが重要である。

(2) 生徒自らが主体的に解決できる取り組み

また、上述してきたとおり、法が定義するとおりいじめを広く捉えれば、本来であれば生徒集団の中だけでも十分に解決することができるいじめも少なくない。むしろ、対人関係におけるトラブルが当事者とその周辺の生徒らによって主体的に解決できるようになることが、正しい教育目標であるとも言える。

そのためにはまず、本来の意味での集団づくり実践が求められる。単に集団行動をとったり、連帯責任を負ったりするというものではなく、それぞれが自分の意見や考えをしっかりと持った上で、他の生徒の異なる意見や考えも尊重し、話し合いながら集団を形成していく。その中では、様々なトラブルや衝突も発生するだろうが、それを自分たちの問題として、話し合いをして自分たちの力で解決していく。その一つとして、いじめについても自分たちで話し合い、解決していくことができるであろうし、それによる自己形成や他者認識の学びによって、将来のいじめの防止にもつながっていく。

このような生徒自身が主体的に取り組むいじめの対応過程は、生徒集団ひとりひとりが他者とともに生きる生き方の指導にもなるはずであり、教科指導と同等の教育的価値があるのであり、具体的な教育実践が求められる。

次に重要であるのは、そのような生徒らによるいじめの解決が誤った方向に行かないように、学校や教職員らが模範を示し、さらには必要な範囲で指導等を行っていくことである。

いじめの問題について、基本的にはどのような考え方をとるべきであるのか、そしてどのように対応していくべきなのか。そのことを生徒らが正しく理解し、身に付けるためにも、学校や教職員らにおいていじめに対応する際に、どのような考え方からどのように対応するのかということを、当事者のみならず他の生徒にも範を見せる。これによって、生徒らは自分たちだけでいじめの問題を解決する際にも、方向性を間違えずに解決に向けた努力をすることができる。

また、子どもたちだけでいじめの問題を解決しようとしている場合であっても、それが誤った解決となりそうであれば、完全な押し

付けにはならないように注意しつつ必要な範囲で指導をし、解決としてあるべき方向に舵を修正することも学校や教職員の役割として重要である。あくまでいじめは人権侵害行為なのであって、生徒らによる自主的な解決だからといって、誤った解決のまま放置することは決して許されない。

5 欠席時の確認・連絡について

(1) 欠席が生徒による重大なメッセージの発信であること

本事案では、X君が自死に至る3日前から、後期夏季補習を初日から3日連続で欠席している。また、前期夏季補習でも3日間連続の欠席があった。

X君は、1学期中には欠席は1日のみだったが、このような生徒が、突然、連続して学校を欠席するという状況自体が、X君が「学校に通いたくない事情があること」を示す重大なメッセージの可能性があると受け止めなければならない。

なぜなら、仮にいじめ等が理由での連続欠席となっている場合、出席を続けてきた生徒にとっては「学校には当然行かなければならない」との強い思いがあるのであり、それにもかかわらず、連続欠席に至るということは、それまでも何度も学校に行きたくないと思い、その度に思いなおした上で、通学を重ね、さらに辛い思いを重ね、その状態にも耐えられなくなったからこそ、連続欠席という事態に至ったものと捉えるべきだからである。すなわち、その欠席は、決してその欠席のタイミングで初めて生じた事態ではなく、学校に行きたくないほどの苦悩を重ねた末に行動に現れた兆候なのである。例えて言うならば、それまで99回は思いとどまった欠席を、100回目で初めて実行に移したということの意味しているとも考えられるのであり、長きにわたって学校を休みたいと思うに至った何らかの動機が背景にある可能性があることを看過してはならない。

また、上述したとおり、高校1年生といういわゆる思春期にある者は、周囲の大人に対して、自らの悩みや思いを発信しにくいという特徴があるため、学校への欠席という行動自体が重大なメッセージの発信である可能性は決して低くはないと受け止めるべきだからである。

学校側としては、そのような視点で連続欠席を捉えることが極めて重要なことであり、そのような認識を学校内で共有した上で、家

族との間でも意思疎通を図ることが求められるというべきである。

(2) その後の取り組み

なお、本事案の後、文部科学省初等中等教育局長から平成27年3月31日付で「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」が発せられ、連続欠席が3日間に及ぶ場合、原則として、担任・養護教諭等がチェックし、校長等へ報告することが義務付けられた。

さらに、夏季休業中においても、その趣旨を徹底させるべく、鹿児島県教育長から平成29年6月16日付で「夏季休業日及びその前後における生徒指導の充実等について（通知）」が発せられ、夏季補習でも同様の取扱いをすることが義務付けられている。

そして、同年7月28日で鹿児島県教育庁高校教育課長から各公立高等学校長宛てに発信されたメールにおいては、夏季補習に生徒を登校させる場合には、補習や部活動等に係る生徒の出欠状況を確実に把握すること、及び、生徒の欠席や遅刻、早退については、「その日のうちに担任や顧問等と保護者間で確実に連絡確認を行うこと」が明示的に要請されるに至っている。

これらの通知等については、上述したとおり、生徒の欠席（遅刻・早退を含む）が、当該生徒が、学校に通いたくない何らかの事情があることを窺わせる重大なメッセージの発信である可能性があるということ十分に理解した上で運用されるべきである。

参 考 资 料

鹿児島県いじめ再調査委員会委員名簿

| 分野 | 氏名 | 所属 |
|----|-----------------|-------------------------|
| 法律 | 甲木 真哉 [委員長] | 弁護士（福岡県弁護士会） |
| | 板井 俊介 | 弁護士（熊本県弁護士会） |
| 教育 | 河内 祥子 [副委員長] | 福岡教育大学 教育学部准教授 |
| | 河崎 醇二 | くまもと親と子と教職員の 教育相談室代表 |
| 心理 | 福田 みのり | 鹿児島純心女子大学 国際人間学部准教授 |

鹿児島県いじめ再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（第3条において「再調査」という。）を行う組織として、鹿児島県いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 再調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、再調査が終了するまでとする。

(委員の服務)

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 再調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、再調査委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鹿児島県いじめ再調査委員会運営要領

(総則)

第1条 鹿児島県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の会議の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び鹿児島県いじめ再調査委員会条例（平成30年鹿児島県条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の再調査を行うことを目的とする。

(1) いじめの有無

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）発生といじめの関連の有無

(3) 重大事態発生前後の対応

(4) 当該重大事態と同種の事態の発生の防止に関する事項

(5) その他委員会が必要と認める事項

2 前項の再調査に当たっては、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果に係る報告に添えられた保護者の意見書も参考とするものとする。

(副委員長)

第3条 委員会に条例第5条第1項の委員長を補佐するため副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選とする。

3 第1項の規定により、副委員長を置いたときは、当該副委員長は、同条第3項の委員長があらかじめ指名する委員とみなす。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(再調査期間)

第5条 委員会は、再調査開始後概ね4箇月を目途に第10条に規定する報告を行うものとする。ただし、再調査の状況を踏まえ、当該期間を延長することができる。

(調査員)

第6条 委員会は、再調査を補助する調査員を置く必要があると認めるときは、その補助する業務等を明らかにした上で、その旨を知事に申し出る。

(資料提出その他の協力)

第7条 委員会は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録の作成)

第9条 委員会を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(再調査結果の報告)

第10条 委員会は、報告書等により再調査結果を知事に報告するものとする。

(情報提供等)

第11条 委員会は、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年文部科学省策定）に基づき、再調査に係る保護者等への説明、報告、情報提供を行う。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成30年6月24日から施行する。

君に関するアンケート

鹿児島県いじめ再調査委員会

1 LINE等を利用したクラスの連絡について

<元1年 組の生徒のみ回答>

- (1) クラスの担任からの連絡事項についてLINE等は使われていましたか。使われていたとすれば、それは緊急の連絡（生徒登校後の連絡では間に合わないもの等）に限られていましたか。緊急の連絡以外も、LINE等で連絡があることはありましたか。

[]

- (2) スマートフォンを持っていなかった君に対して、LINE等での連絡の場合に誰がどのように連絡をとるか決まっていたか。決まりがあったのであれば、どのように決まっていたか。

[]

2 部活動に関する件

< 部員のみ回答>

- (1) 部の夏合宿において、夜の自由時間に君だけゲームの輪に加わっていないという時間帯はありましたか。あったとすれば、それはどのくらいの時間でしたか。

[]

- (2) 夏合宿に関わらず、部内で君と他の同級生や先輩との間でトラブルになっていた、あるいは浮いていた・孤立していたというようなことはありましたか。あったとすれば、具体的にどういうことがありましたか。

[]

- (3) 部での正式な連絡事項についてLINE等は使われていましたか。使われていたとすれば、それは緊急の連絡（次の部活の際の連絡では間に合わないもの

等)に限られていましたか。緊急の連絡以外も、LINE等で連絡があることはありましたか。

()

(4) スマートフォンを持っていなかった君に対して、LINE等での連絡の場合に誰がどのように連絡をとるか決まっていたか。決まりがあったのであれば、どのように決まっていたか。

()

3 納豆巻きが君のカバン棚に入れられていた件

<アンケート対象者全員が回答>

(1) 「未開封の納豆巻きが君のカバン棚に入っていた」というエピソードを見たことがありますか。あるいは、君や、同様の体験をしたことのある他の生徒から直接話を聞いたことがありますか (いずれかに○をつけてください)。

- () 見たことがある
() 君から直接聞いた
() 同様の体験をした他の生徒から直接聞いた
() 見たことも聞いたこともない(上記以外の人) → (7)に回答してください。
- } (2)~(7)に
回答してください。

(2) その納豆巻きは、君のカバン棚に入れられる前に、他の人の棚に入れられたことがありましたか。あったとすれば、何人くらいの棚に入れられていましたか。

()

(3) カバン棚 (君のカバン棚だけでなく、他の生徒のカバン棚も含む) に納豆巻きを入れた人を知っていますか。誰か分かれば、教えてください。誰か特定できない場合は「男子」「女子」というような形での特定が可能であれば、それも教えてください。

()

- (4) ■■■君のカバン棚に納豆巻きが入れられたとき、■■■君は教室の中にいましたか。
君は自分の棚に納豆巻きが入れられるのを見ていましたか。

()

- (5) ■■■君のカバン棚に入れられていた納豆巻きは、その後どうなりましたか。

()

- (6) ■■■君が納豆巻きに関して何か言っているのを聞いたことはありますか。何と
言っていましたか。

()

- (7) その他、納豆巻きの件で、当時の■■■君がどう感じていたかを含め、何か知っ
ていたり感じたことがあれば教えてください。そもそも(1)で指摘したエピソード
が事実と異なる(例えば、「納豆巻き」ではなく「納豆」だった、「未開封」ではなく
「開封」されていた、「カバン棚」ではなく「カバン」や「机の中」であった等)とい
うことであれば、実際はどうだったかということをお教えください。

()

4 スリッパの件

<アンケート対象者全員が回答>

- (1) 「■■■君が登校したらスリッパがなく、いろいろと探しても見つからず、後でトイレ
で見つけた」というエピソードについて、全部でなくても構わないので、見たこと
がありますか。あるいは、■■■君と一緒に探していた人から直接話を聞いたことはあ
りますか。

()

- (2) ■■■君のスリッパがなくなるというエピソードは1回だけだったのでしょうか。何度
かあったのでしょうか。

()

- (3) ■■■君のスリッパが見つかったトイレがどこのトイレか、トイレのどこで見つかったのか知っていれば教えてください。

[]

- (4) その他、スリッパの件で、当時の■■■君がどう感じていたかを含め、何か知っていることや感じたことがあれば教えてください。そもそも(1)で指摘したエピソードが事実と異なるということであれば、実際はどうだったかということをお教えください。

[]

5 告別式や緊急集会の際の他の生徒の発言の件

<アンケート対象全員が回答>

- (1) ■■■君の告別式や緊急集会の際に、「ばれたらやばくない」あるいは「やばいことになったな」といった内容の発言をした、あるいは聞いたことがありましたか。

[]

- (2) (1)のような会話をしていた人たちが誰なのか分かれば教えてください。誰か特定ができない場合でも、「同じクラスの人」「■■■部の人」というような形での特定が可能であれば、それも教えてください。

[]

- (3) (1)の発言が何に関する話なのか分かれば、教えてください。どのような意味をもつ発言か自分なりに心当たりがあるという場合でも、その内容を教えてください。

[]

6 夏季講習における欠席について

<アンケート対象全員が回答>

- (1) 夏季講習中に ■■■ 君が欠席していることについて気がついていましたか。気がついていたら、そのことをどのように感じていましたか。

()

- (2) 夏季講習において欠席をすることは通常の授業を欠席することと何か違いはあると考えますか。高校生当時のあなたがどう考えていたか教えてください。

()

7 ■■■ 君について知っていることを教えてください。

<アンケート対象全員が回答>

- (1) ■■■ 君の性格や人柄について教えてください。

()

- (2) ■■■ 君について、いじめを受けていた、あるいはいじられていたという話を ■■■ 君が亡くなる前に聞いたことがあれば、その内容を教えてください。

()

- (3) その他、 ■■■ 君が悩んでいたことや気にしていたことなどで思い当たることがあれば、教えてください。

()

- (4) 今現在、同じ高校で学んでいた ■■■ 君が自死したことについて、どう思っているか、感じているか教えてください。

()

<アンケート対象全員が回答>

8 私ども委員は、より正確に■■君のことや当時の学校のことを把握したいと考えており、このアンケート調査とは別に、個別の聴き取り調査も行うことを予定しています。我々が必要と判断した場合に個別調査に協力していただけないでしょうか。

※いずれかに○をつけてください。

(協力できる ・ 内容や方法次第では協力できる ・ 協力できない)

アンケート記入日 平成30年 月 日

氏 名 _____

個別の聴き取り調査にご協力いただける方は、連絡先についてもご記入をお願いします。なお、個別調査以外に用いることはなく、他に情報提供等されることもありません。

住 所 _____

電話番号 () _____

